

(ウ) 地域別定例研修の運営

i 法務省における地域別定例研修に関連する取組

保護司の研修について、法務省は、「保護司研修要綱」（平成 20 年 5 月 30 日付け法務省保更第 480 号法務省保護局長通達）において、保護観察所が行う保護司研修の効果的な実施を図ることを目的として、その種類、内容等を定めている。同要綱では、実務上必要な知識・技術の全般的な水準向上を図ることなどを目的として、保護観察所が保護司全員を対象に「地域別定例研修」を行うこととしており、同研修についておおむね次のとおり定めている。

- i) 保護区単位に行う。ただし、保護観察所の長が相当と認めるときは、保護区を適宜分けて行い、又は 2 以上の保護区を合同して行うことができる。
- ii) 研修の実施回数^(注)、期間、場所等研修実施上必要な事項で、同要綱に特段の定めのないものについては、保護観察所の長が予算その他の事情を考慮して定める。
- iii) 保護観察所の長は、研修がその目的に照らし十分な効果を上げられるよう、研修の実施状況や保護司の要望等を把握し、研修の充実に常に努める。

(注) 法務省によると、地域別定例研修に係る予算について、平成 23 年度までは年間 5 回の開催を見込んでいたが、24 年度からは年間 4 回の開催に見直している。その後、サポートセンターの設置が進み、保護司間で自主研修を行う機会が多くなっているとして、令和元年度からは更に年間 3 回に見直している。

地域別定例研修に関して、平成 24 年提言では、「地域別定例研修の回数を減らして負担軽減を図るなど、研修の在り方を改善する必要がある」とされている。

これを踏まえ、法務省は、平成 26 年の基本的指針において、「保護司の能力開発の観点から適切な研修の在り方について検討すること」として取組を進めている。

(最近の動向)

法務省は、平成 31 年の改訂後の基本的指針において、更に、保護司活動をしやすい環境の整備に努めるため、「保護司研修の開催に当たっては、保護司が有する個々の事情について十分に配慮し、例えば夜間の実施や平日以外の実施について積極的に検討すること」などとしている。

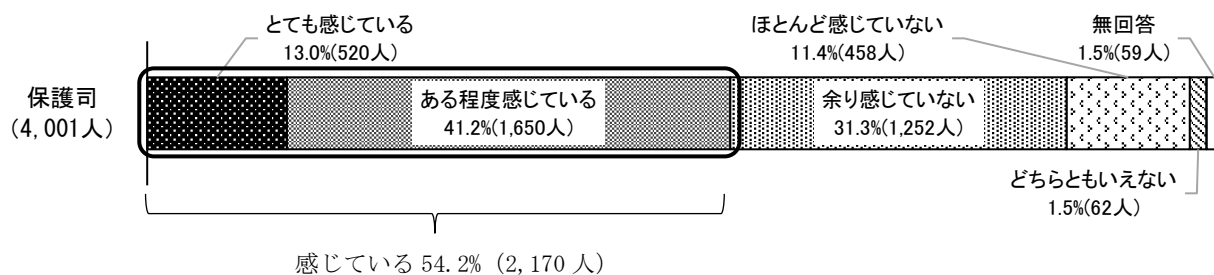
ii 保護司における地域別定例研修に対する意見と実態等

保護司が保護観察に関する制度を正しく理解することについて、アンケート調査の結果によると、図 3-(1)-イ-(ウ)-①のとおり、54.2%の保護司が不安に「感じている」と回答している。

また、実地調査において、保護観察に関する制度を正しく理解することについて不安に感じているとしている保護司 30 人から、その具体的な内容を聴いたところ、「制度が複雑で正しく理解できているか不安」、「普通の主婦であったため、法律的な事柄は余り理解できていない」といった意見が聴かれているが、中には、「数回の研修を通じて徐々

に理解できている」など研修の有用性がうかがわれる意見も聴かれた。

図 3-(1)-イ-(ウ)-① 保護観察に関する制度を正しく理解することに対する不安



(注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。

2 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

〔保護観察に関する制度を正しく理解することに対する不安の具体的な内容（主なもの）〕

- ・ 保護司は、再犯防止という目標の下、更生保護に励んでおり、更生保護法、保護司法、少年法（昭和23年法律第168号）等に基づく数々の制度により、保護観察が成り立っている。これらの制度を正しく理解し、その中で果たす保護司の役割を明確にし、面接等の処遇活動をする必要があるが、制度が複雑で正しく理解できているか不安である。保護観察所には、研修をいろいろとやられているが、更に充実した内容の研修を提供してもらえればありがたい。
- ・ 普通の主婦であったため、法律的な事柄は余り理解できていない。保護観察所から提供される資料が多く、読解できていないものの、数回の研修を通じて徐々に理解できている。
- ・ 委嘱を受けてから5年が経過し、この間、研修にはおおむね出席（8割方出席）しているが、まだ理解不足の面がある。研修等を通じて地道に勉強するしかない。
- ・ 委嘱を受けてからの期間がまだ短いので、十分な知識・経験を身に付けているわけではない。研修等を活用して、少しずつ勉強し、吸収していくしかない。
- ・ 対象者の処遇に係る法や制度が次々と出てくるため、これらの法や制度を正しく理解し処遇活動に反映させなければならず、勉強することが多いことが負担である。保護観察所や保護司会が開催する研修や保護司の機関誌「更生保護」、テレビのニュース等を通じて、新しい制度を理解するよう常に心掛けている。
- ・ 制度の変更などがあると、定例研修などで説明されても、なかなか理解できないときがある。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

（地域別定例研修の参加状況）

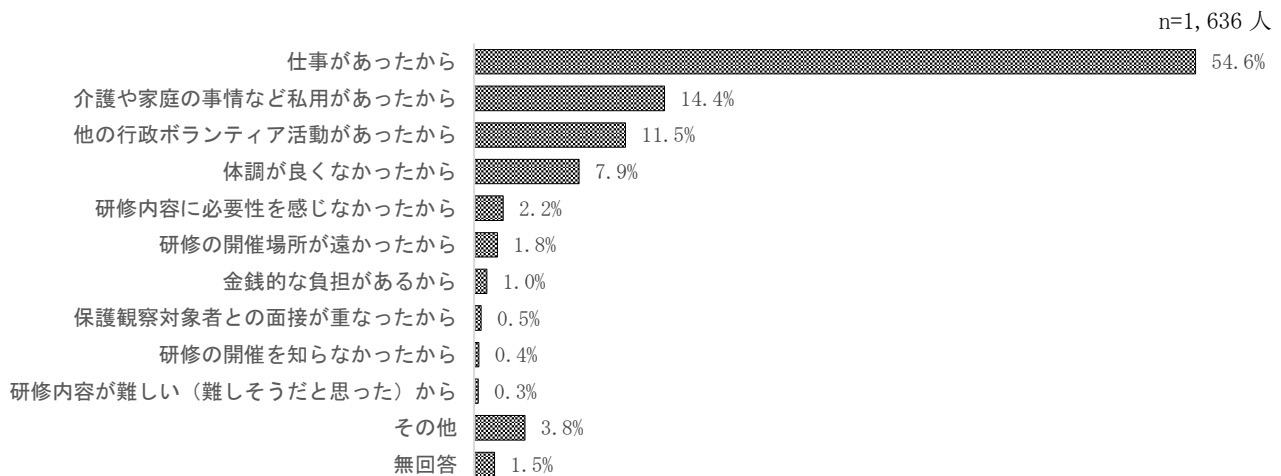
平成29年度及び30年度に実施された地域別定例研修の参加状況について、アンケート調査の結果によると、図3-(1)-イ-(ウ)-②のとおり、約6割の保護司は「参加している」と回答している一方で、約4割の保護司は「参加していない」と回答している。参加していない理由についてみると、図3-(1)-イ-(ウ)-③のとおり、最も多いのは「仕事があったから」（54.6%）であり、次いで「介護や家庭の事情など私用があったから」（14.4%）や「他の行政ボランティア活動があったから」（11.5%）の順に多い。

図 3-(1)-イ-(ウ)-② 地域別定例研修の参加状況



- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
 2 平成 29 年度及び 30 年度 (31 年 1 月 1 日まで) に実施された地域別定例研修を対象としている。
 3 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

図 3-(1)-イ-(ウ)-③ 地域別定例研修に参加していない理由



- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
 2 地域別定例研修に「一部参加していない」及び「全く参加していない」と回答している保護司 1,636 人を対象としている。
 3 複数回答である。

調査対象とした 17 保護観察所管内の 68 保護区において平成 28 年 4 月から 30 年 10 月までの間に実施された 808 回分の地域別定例研修について、保護司の参加状況を調査したところ、全体の平均参加率は 67.6%であった。参加率 80%以上の研修が約 2 割 (155 回) みられた一方で、参加率 50%未満の研修が約 1 割 (76 回) みられた。

表 3-(1)-イ-(ウ)-① 調査対象保護区の地域別定例研修における保護司の参加率の状況

(単位：回、%)

参加率	平成 28 年度	29 年度	30 年度	合計
参加率平均 (%)	68.3	67.1	67.2	67.6
80%以上	66(20.7)	60(18.8)	29(17.1)	155(19.2)
70%以上 80%未満	90(28.2)	71(22.3)	50(29.4)	211(26.1)
60%以上 70%未満	76(23.8)	100(31.3)	50(29.4)	226(28.0)
50%以上 60%未満	60(18.8)	57(17.9)	23(13.5)	140(17.3)
50%未満	27(8.5)	31(9.7)	18(10.6)	76(9.4)
合計	319(100)	319(100)	170(100)	808(100)

- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。
 2 平成 30 年度は、30 年 10 月末までの実績である。
 3 参加率=参加した保護司数/対象保護司数 (以下同じ。)
 4 1 回分の研修を複数の実施箇所に分けている場合は、箇所ごとの研修をそれぞれ回数に計上している。ただし、複数箇所で行われた研修のうち、箇所ごとの対象保護司数が不明のものについては、対象保護司数が分かる単位でまとめて 1 回として計上している (該当する計 82 か所で行われた研修について、まとめて 34 回として計上しているため、実際の実施回数より 48 回少なくなっている。)
 5 補講は含めていない。
 6 () 内は、各年度の合計に占める割合である。

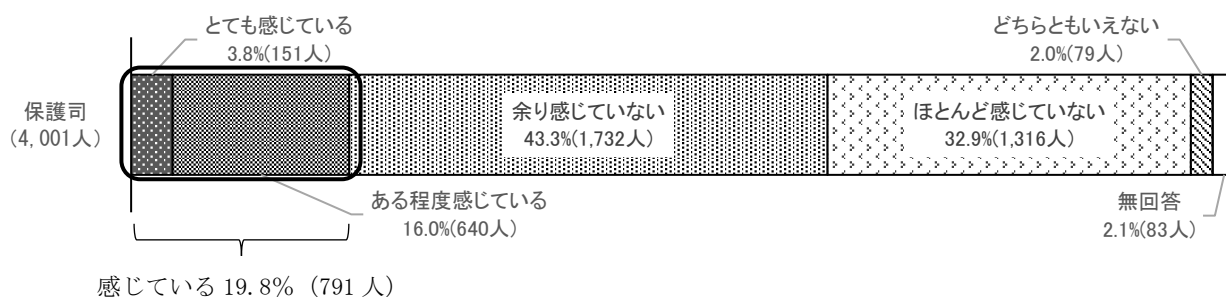
(地域別定例研修の実施状況等)

a 実施回数

地域別定例研修の回数について、アンケート調査の結果によると、図 3-(1)-イ-(ウ)-④のとおり、約 2 割の保護司は回数が多いことに負担を「感じている」と回答している。

また、実地調査において、研修の回数が多いことに負担を感じているとしている保護司 5 人から、その具体的な内容を聴取したところ、「仕事を抜けて参加しているので、研修回数が多ければ負担」、「地域別定例研修に加え、自主研修もあるため負担」など仕事や他の研修との兼ね合いで負担とする意見が聴かれた。

図 3-(1)-イ-(ウ)-④ 地域別定例研修の回数が多いことに対する負担



- (注) 1 アンケート調査の結果による。
 2 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

[地域別定例研修の回数が多いことに対する負担の具体的な内容 (主なもの)]

- ・ 仕事を抜けて参加しているので、研修回数が多ければ負担になる。
- ・ 地域別定例研修に加え、自主研修もあるため負担を感じる。
- ・ 年 4 回の定例研修に加え、自主研修が 2 回ある。テーマは毎回変わるの、無駄であるとは思わないが、年 6 回は多すぎる。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

調査対象とした 17 保護観察所管内の 68 保護区における平成 28 年度及び 29 年度の地域別定例研修の実施回数についてみると、表 3-(1)-イ-(ウ)-②のとおり、4 保護区 (同一保護観察所管内) では年間 3 回実施しており、それ以外の 64 保護区では年間 4 回実

施していた。

なお、年間 3 回実施している保護区の参加率の平均は 77.0%であり、4 回実施の 67.2%に比べて高い状況がみられた。

表 3-(1)-イ-(ウ)-② 調査対象保護区における地域別定例研修の年間実施回数

年間回数	保護区（保護観察所）	参加率平均
3 回	4（1）	77.0%
4 回	64（16）	67.2%

（注）保護観察所への実地調査による。

調査対象とした 17 保護観察所管内の 68 保護区において平成 28 年 4 月から 30 年 10 月までの間に実施された地域別定例研修 856 回の 1 回分の実施箇所についてみると、表 3-(1)-イ-(ウ)-③のとおり、多くは一保護区につき 1 か所で実施している一方で、複数の日程を設け保護司が都合の良い方の日に参加できるようにしている例（1 保護区）や、対象保護司が多いため 2 か所以上の地域に分けて実施している例（10 保護区）がみられた。

なお、実施箇所数ごとに研修の参加率の平均を比べてみると、2 か所で実施している研修（73.1%及び 76.3%）において比較的高い状況がみられた。

また、複数箇所に分けて実施している保護区の中には、支部ごとに開催している研修に他の支部の保護司も参加できるようにしている例がみられた。

表 3-(1)-イ-(ウ)-③ 調査対象保護司区における地域別定例研修 1 回分の実施箇所の状況

実施箇所数	形式	回（保護区）	参加率平均
1 か所	—	600（62）	68.2%
2 か所	複数の日程を設け、都合の良い方に参加可	10（1）	73.1%
	地域を分けて実施	36（3）	76.3%
3 か所	地域を分けて実施	72（3）	62.9%
4 か所	地域を分けて実施	101（4）	69.2%
5 か所	地域を分けて実施	37（1）	55.1%

（注）1 保護観察所への実地調査による。

2 平成 28 年 4 月から 30 年 10 月末までの間の実績である。

3 実施回によって実施箇所数が異なる保護区があり、該当する実施箇所数それぞれに計上している。

4 1 回分の研修を複数の実施箇所に分けている場合は、箇所ごとの研修をそれぞれ回数に計上している。ただし、平成 30 年 10 月末時点で未実施の箇所の研修は計上していない。

〔支部ごとに開催している研修に他の支部の保護司も参加できるようにしている例〕

年 4 回の研修のうち、支部別に開催している 2 回目と 3 回目の研修について、所属する支部の研修に参加できない保護司に対し、他支部の研修（別の日時・場所で開催）への参加を認めている。他支部の研修への参加者が相当数あり、参加率の低下を防げた。

（注）保護司会への実地調査の結果による。

また、調査対象とした 17 保護観察所管内の 68 保護区においては、表 3-(1)-イ-(ウ)-④のとおり、地域別定例研修に参加できなかった保護司を対象として補講を実施（保護区単位、複数の保護区合同又は保護観察所単位で実施）している例（14 保護区）があり、中には、夜間や土日に補講を実施している例もみられた。

なお、補講の参加率の平均は 2 割弱であるものの、研修に参加できなかった保護司が一定程度参加できていることがうかがわれる。

表 3-(1)-イ-(ウ)-④ 調査対象保護区における地域別定例研修の補講の実施状況

補講の有無	保護区	参加率平均
補講あり	14	18.6%
補講なし	54	—

(注) 1 保護観察所への実地調査による。

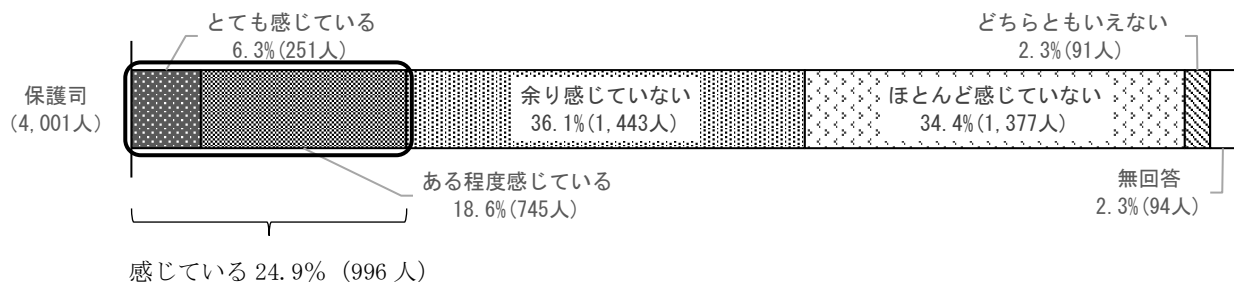
2 参加率は、補講における対象保護司（通常の研修に参加できなかった保護司）の参加率である。

b 実施日時・場所

都合の良い時間帯や場所で地域別定例研修を受けられないことについて、アンケート調査の結果によると、図 3-(1)-イ-(ウ)-⑤のとおり、2 割強の保護司が不満を「感じている」と回答している。

また、実地調査において、都合の良い時間帯や場所で受けられないことに不満を感じているとしている保護司 20 人から、その具体的な内容を聴取したところ、「仕事の都合で行けない時間帯や場所になることがある」、「決まった時間ではいつも参加できない保護司が出てきてしまう」などの意見が聴かれた。加えて、「夕方開催や夜間開催等の多様な開催形態を検討することが大切」、「e-ラーニングや電子媒体を利用した研修等を実施してもらいたい」といった意見・要望も聴かれた。

図 3-(1)-イ-(ウ)-⑤ 都合の良い時間帯や場所で地域別定例研修を受けられないことに対する不満



(注) 保護司へのアンケート調査の結果による

〔都合の良い時間帯や場所で地域別定例研修を受けられないことに対する不満の具体的な内容（主なもの）〕

- ・ 仕事の都合で行けない時間帯や場所になることがある。しかし、自分だけの都合で決められないため、仕方がない。

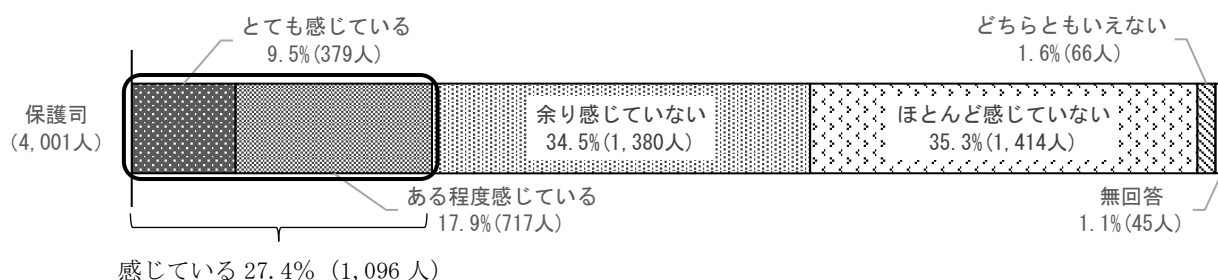
- ・ 以前は、保護区における定例研修は、2回とも平日日中の午後に開催していた。現在は午前1回と午後1回になって選択肢が多様化したが、決まった時間ではいつも参加できない保護司が出てきてしまう。夕方開催や夜間開催等の多様な開催形態を検討することが大切。
- ・ 車椅子生活をしている夫の通院・通所への付添いを優先し、定例研修に参加できないことがある。夫への付添いについては、おおむね平日の午後に行っており、定例研修も平日の午後に開催されているため、定例研修の平日開催は構わないものの、事前にアンケートを行うなどして各保護司の希望を把握の上、年4回中1、2回は午前中に開催してもらいたい。
- ・ いわゆる e-ラーニングや電子媒体を利用した研修等を実施してもらいたい。保護司自らログインすることは手間がかかるので、法務省からメール等で研修を案内してもらい、ワンクリックでログインできるような方法であれば、参加しやすいと考える。
- ・ 保護司以外に町内会長、地区社会福祉協議会の区長、小学校運営委員、森林組合監事等のボランティア活動を行っており、その活動や諸行事と重なることがあるため、研修参加を見送らなければならないことがある。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

地域別定例研修が平日の昼間に開催されることについて、アンケート調査の結果によると、図 3-(1)-イ-(ウ)-⑥のとおり、3割弱の保護司が不満に「感じている」と回答している。

また、実地調査において、平日の昼間に開催されることに不満を感じているとしている保護司 18 人から、その具体的な内容を聴取したところ、「日中は農作業がある」、「会社の経営者としては参加することが難しい」など仕事の都合による意見が聴かれており、「できれば夜間に開催されるとありがたい」、「保護観察所から職場に働き掛け、保護司活動に関する職場の理解を得られるような環境を作ってもらいたい」といった要望も聴かれた。

図 3-(1)-イ-(ウ)-⑥ 地域別定例研修が平日昼間に開催されることに対する不満



(注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。

2 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

〔地域別定例研修が平日昼間に開催されることに対する不満の具体的な内容 (主なもの)〕

- ・ 農業を営んでおり、日中は農作業があるため、夕方以降の開催が望ましい。
- ・ 参加したいとは思っているが、平日の昼間に開催される場合は、会社の経営者としては参加することが難しい。平日夜間や土日祝日に開催される場合には参加しやすいものの、仕事が最優先され

るため、参加できないこともある。

- フルタイムで働いているため、仕事を休むのが難しい。保護観察所から職場に働き掛け、保護司活動に関する職場の理解を得られるような環境を作ってもらいたい。
- 保護司を引き受けたときから、保護司の仕事を優先させるよう努めているが、天候に左右される本業の仕事柄、天気の良い日は仕事に出たいというのが正直なところであり、できれば夜間に開催されるとありがたい。
- 仕事があるため、平日の日中の研修や夜間に開催される補講研修には参加できないため。また、参加可能である土日の開催を希望している。しかし、以前、保護司会から保護観察所に対して土日の開催を要望したところ実現しなかった。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

調査対象とした 17 保護観察所管内の 68 保護区を担当する保護観察官から、地域別定例研修の実施日時の決定方法について聴取したところ、いずれの保護区の保護観察官も、保護司会と調整して決定するとしていた。

調査対象とした 68 保護区において平成 28 年 4 月から 30 年 10 月まで間に実施された地域別定例研修 856 回の実施曜日についてみると、平日に実施している保護区が多くみられた一方、一部を土曜日に実施している例（5 回、2 保護区）もみられた。

表 3-(1)-イ-(ウ)-⑤ 調査対象保護区における地域別定例研修の実施曜日の状況

(単位：回 (保護区))

実施曜日	平成 28 年度	29 年度	30 年度	合計	参加率平均
平日	340 (68)	331 (68)	180 (68)	851 (68)	67.6%
土曜日	2 (2)	2 (2)	1 (1)	5 (2)	63.7%

- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。
 2 平成 30 年度は、30 年 10 月末までの実績である。
 3 日曜日に実施された研修はない。

また、地域別定例研修の実施時間帯についてみると、表 3-(1)-イ-(ウ)-⑥のとおり、午後に実施している保護区が多くみられた一方で、午前に実施している例（14 保護区）や夜間に実施している例（3 保護区）もみられた。

なお、夜間に実施している研修の参加率の平均は 79.7%、午前は 73.2%であり、これらは、午後の 67.0%に比べて高い状況がみられた。

表 3-(1)-イ-(ウ)-⑥ 調査対象保護区における地域別定例研修の実施時間帯の状況

(単位：回 (保護区))

実施時間帯	平成 28 年度	29 年度	30 年度	合計	参加率平均
午前	30 (12)	31 (12)	16 (11)	77 (14)	73.2%
午後	310 (65)	300 (65)	165 (65)	775 (65)	67.0%
夜間	2 (2)	2 (2)	0 (0)	4 (3)	79.7%
合計	342 (68)	333 (68)	181 (68)	856 (68)	67.6%

- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。

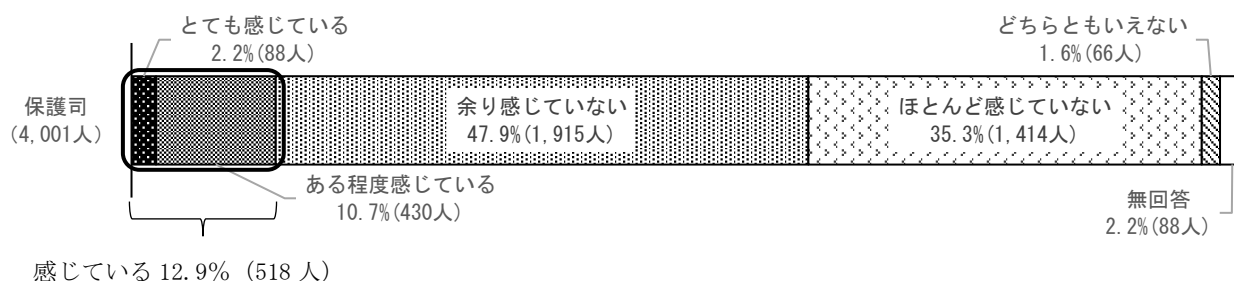
- 2 平成 30 年度は、30 年 10 月末までの実績である。
- 3 「午前」は 12 時までに、「午後」は 13 時から 16 時までに、「夜間」は 17 時以降にそれぞれ研修を開始しているものである。
- 4 各回の研修の開始時間が異なる保護区については、該当する実施時間帯にそれぞれ 1 保護区として計上しているため、各実施時間帯の保護区数の合計と各年度の合計欄の保護区数とは一致しない。
- 5 各実施時間帯の合計欄の保護区数については、各年度間で重複している保護区を計上していないため、各年度の保護区数の合計と一致しない。

調査対象とした 17 保護観察所管内の 68 保護区を担当する保護観察官から、地域別定例研修の実施場所の確保について聴取したところ、保護観察所の庁舎内の会議室を主に利用している 1 保護区を除き、いずれの保護区においても保護司会が確保するとしており、保護観察所内の会議室や国の合同庁舎、サポートセンター、市町村の施設、公民館、民間の会議場など様々な場所で実施している状況がみられた。

地域別定例研修の時間についてみると、アンケート調査の結果によると、図 3-(1)-イ-(ウ)-⑦のとおり、約 1 割の保護司が時間が長いことを負担に「感じている」と回答している。

また、実地調査において、時間が長いことに負担を感じているとしている保護司 6 人から、その具体的な内容を聴取したところ、「長時間の研修は集中力が維持できず負担」、「内容を詰め込み過ぎている」などの意見が聴かれた。

図 3-(1)-イ-(ウ)-⑦ 地域別定例研修の時間が長いことに対する負担



- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
 2 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

〔地域別定例研修の時間が長いことについての負担の具体的な内容 (主なもの)〕

- ・ 地域別定例研修では、毎回 2 時間の研修が組まれており、保護観察所がいろんな知識を伝授したいと頑張っているのは理解できるが、研修を受ける身からすれば、長時間の研修は集中力が維持できず負担である。研修内容を精査し、簡潔な説明を心掛け、全体として 1 時間 30 分程度に収まるようにプログラムを構成してほしい。
- ・ 内容を詰め込み過ぎている印象があり、研修時間が少し長い気がする。
- ・ 研修時間をもっと短縮してほしい。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

調査対象とした 17 保護観察所管内の 68 保護区において平成 28 年 4 月から 30 年 10 月までの間に実施された地域別定例研修 856 回の 1 回分の実施時間の長さについてみると、2 時間以内の保護区が多数を占めている。中には保護観察官による講義や保護司からの発表などを行っていて 1 時間に満たない例がみられた。一方、長いものでは保護観察官による講義や事例研究などを行っていて 3 時間を超える例がみられた。

表 3-(1)-イ-(ウ)-⑦ 調査対象保護区の地域別定例研修における所要時間の状況

(単位：回、保護区)

所要時間	平成 28 年度	29 年度	30 年度	合計
～1 時間以内	15 (13)	20 (17)	17 (13)	52 (24)
1 時間超～1 時間 30 分以内	113 (46)	98 (45)	50 (30)	261 (51)
1 時間 30 分超～2 時間以内	171 (54)	170 (56)	83 (46)	424 (63)
2 時間超～2 時間 30 分以内	39 (21)	38 (21)	24 (14)	101 (35)
2 時間 30 分超～3 時間以内	2 (2)	4 (4)	5 (5)	11 (8)
3 時間超～	2 (2)	3 (3)	2 (2)	7 (6)
合計	342 (68)	333 (68)	181 (68)	856 (68)

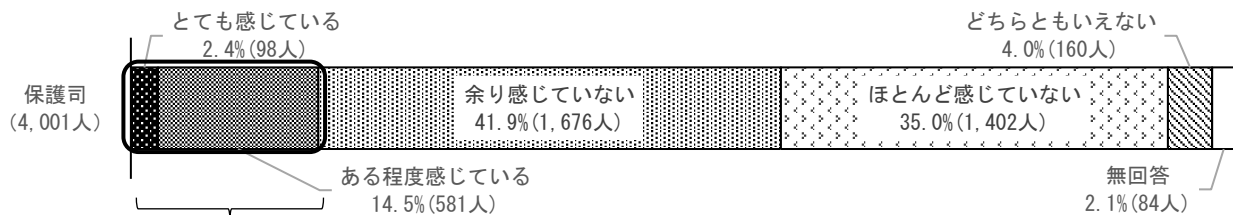
- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果である。
 2 平成 30 年度は、30 年 10 月末までの実績である。
 3 各回の研修の所要時間が異なる保護区については、該当する所要時間にそれぞれ 1 保護区と計上しているため、各所要時間の保護区数の合計と各年度の合計欄の保護区数とは一致しない。
 4 各所要時間の合計欄の保護区数については、各年度間で重複している保護区を計上していないため、各年度の保護区数の合計と一致しない。

c 内容（テーマ・実施方法）

地域別定例研修の内容について、アンケート調査の結果によると、図 3-(1)-イ-(ウ)-⑧のとおり、2 割弱の保護司が不満に「感じている」と回答している。

また、実地調査において、いつも同じような内容であることに不満を感じているとしている保護司 11 人から、その具体的な内容を聴取したところ、「書類の書き方や制度など同じような研修テーマである」、「一方的な講義形式では身に付かない」など研修で取り扱うテーマや研修の手法についての不満の意見が聴かれており、「先輩保護司が処理した事件の内容を事例研究として取り入れてほしい」、「変化をつけてほしい」といった要望も聴かれた。

図 3-(1)-イ-(ウ)-⑧ 地域別定例研修がいつも同じような内容であることへの不満



- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
 2 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

〔地域別定例研修がいつも同じような内容であることに対する不満の具体的な内容（主なもの）〕

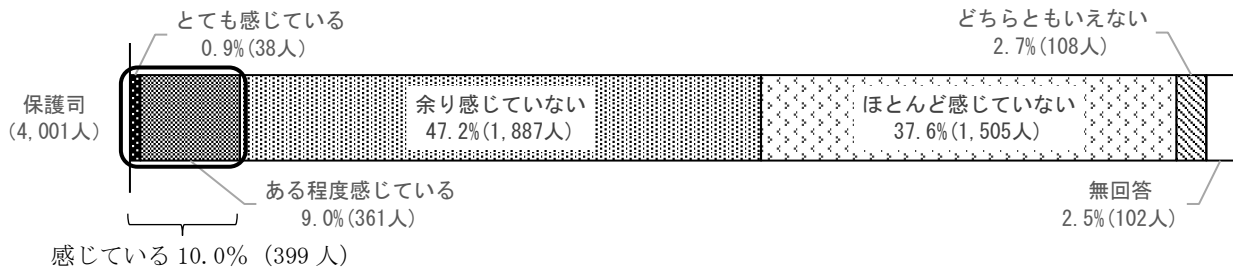
- ・ 毎年、書類の書き方や制度など同じような研修テーマであることが、経験豊富な保護司にとっては少し不満であるが、経験の浅い保護司にとっては勉強になるので仕方がない。
- ・ 一方的な講義形式では身に付かない。先輩保護司が処理した事件の内容を事例研究として取り入れてほしい。
- ・ 同様の形式の研修が行われていて代わり映えがしないため、変化をつけてほしい。
- ・ 毎回、主任官による導入講義、その後の保護司同士の班別討議というやり方がマンネリ化しているように感じる。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

さらに、アンケート調査の結果によると、図 3-(1)-イ-(ウ)-⑨のとおり、1 割の保護司が、内容が難しくて不満に「感じている」と回答している。

また、実地調査において、内容が難しくて分からないことに不満を感じているとしている保護司 7 人から、その具体的な内容を聴取したところ、「新たな制度が導入された際、理解するのに時間が掛かる」などの意見が聴かれており、「新たな制度が導入されたことによって、保護司の活動がどのような影響を受けるのか具体例を示し説明してほしい」、「制度については具体的な事例を交えて説明してもらいたい」といった要望も聴かれた。

図 3-(1)-イ-(ウ)-⑨ 地域別定例研修の内容が難しくて分からないことへの不満



(注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。

2 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

〔地域別定例研修の内容が難しくて分からないことに対する不満の具体的な内容（主なもの）〕

- ・ 新たな制度が導入された際、理解するのに時間が掛かるので、1 回だけではなく何度か研修を行ってほしい。また、新たな制度が導入されたことによって、保護司の活動がどのような影響を受けるのか具体例を示し説明してほしい。
- ・ 事例研究などであれば理解がしやすいが、新たな制度の説明などの研修は理解が難しい。制度については具体的な事例を交えて説明してもらいたい。
- ・ 研修講師やその内容によって、理解が難しいと感じることがある。反対に、内容が易しすぎると感じることもある。研修に関する不満などは特に主任官や保護司会に伝えていない。主任官や保護司会に意見を言っても改善されるかどうか分からない。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

調査対象とした 17 保護観察所管内の 68 保護区において平成 28 年度から 30 年度までの間に実施された地域別定例研修の内容についてみると、いずれの保護区においても保護観察所が毎年決定するテーマに基づき実施している。

そこで、調査対象とした 17 保護観察所における地域別定例研修のテーマの検討方法についてみると、表 3-(1)-イ-(ウ)-⑧のとおり、多くの保護観察所では、保護観察所内部のみで検討している一方で、保護司へのアンケートを参考にして検討している例（5 保護観察所）や、保護観察所と保護司会連合会とが協議している例（2 保護観察所）がみられた。

なお、保護司へのアンケート結果を参考としたり、保護司会連合会と協議したりしている保護観察所管内の研修の参加率は 77.2%であり、保護観察所内部のみで検討している保護観察所管内の研修の参加率 65.5%に比べて高い状況がみられた。

表 3-(1)-イ-(ウ)-⑧ 調査対象保護観察所における地域別定例研修のテーマの検討方法

分類	保護観察所	具体例	参加率平均
保護観察所内部のみで検討	11	<ul style="list-style-type: none"> 6、7人の保護観察官が研修担当としてテーマ案を作成し、保護観察官が集まる会議において検討している。(札幌保護観察所) 幹部会議において、メンバー（首席保護観察官以上）が提出するテーマ案について、過去の実施頻度及び時節に適したテーマであるか等を検討している。(福岡保護観察所、佐賀保護観察所) 	65.5%
保護司へのアンケート結果を参考	4	<ul style="list-style-type: none"> 各保護司会の研修部会が研修の実施方法、研修テーマ等に係るアンケートを実施して、それを保護司会連合会の研修部会協議会が取りまとめ、その結果を踏まえて検討している。(富山保護観察所) 各保護司会会長に対し、研修に関する意見・要望等についてアンケートを実施しており、この結果を参考に保護観察所内の会議で決定している。(鳥取保護観察所) 	67.8%
保護司会連合会と協議	1	<ul style="list-style-type: none"> 各保護区の主任官が各地区保護司会（保護司を含む）の要望を把握し、民間活動支援専門官^(注)にテーマ候補を提出して、民間活動支援専門官と保護司会連合会の研修部会とが協議して検討している。(大阪保護観察所) <p>(注) 保護司や保護司会、民間の団体、個人等が行う更生保護に関する活動の支援に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。</p>	76.6%
保護司へのアンケート結果を参考・保護司会連合会と協議	1	<ul style="list-style-type: none"> 地域別定例研修のテーマ等を検討する「保護司会連合会研修部会」（保護観察所の定例研修担当保護観察官及び統括保護観察官、保護司会連合会の研修部会員等で構成）を保護司会連合会と共催しており、事前に管内の保護司会に対して実施したアンケートの結果や保護観察官の希望テーマ等を基に協議している。(徳島保護観察所) 	77.2%

- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。
 2 参加率平均は、保護観察所管内の調査対象保護区における研修の参加率の平均である。

また、調査対象 17 保護観察所における平成 28 年度から 30 年度までの研修テーマをみると、9 保護観察所において、一保護区につき年間 4 回又は 3 回実施している研修のうちの 1 回を「自主テーマ」などとして保護区ごとに独自のテーマで実施することとされていた。

表 3-(1)-イ-(ウ)-⑨ 調査対象保護観察所における地域別定例研修での自主テーマの有無

区分	保護観察所 (回)	参加率平均
自主テーマあり	9 (425)	67.5%
自主テーマなし	8 (431)	67.7%

- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。
 2 「(回)」は、当該保護観察所管内の調査対象保護区において平成 28 年 4 月から 30 年 10 月までの間に実施された地域別定例研修の回数である。

調査対象とした 17 保護観察所管内の 68 保護区において平成 28 年 4 月から 30 年 10 月までの間に実施された地域別定例研修 856 回の研修手法についてみると、表 3-(1)-イ-(ウ)-⑩のとおり、多くの研修では、1 回の研修の中で保護観察官による講義に加え、事例研究やグループ討議、保護司の発表等などを行っていた。

表 3-(1)-イ-(ウ)-⑩ 地域別定例研修における研修手法の状況

手法	回 (保護区)	参加率平均
講義 + α	495 (66)	65.8%
講義のみ	361 (56)	70.0%

- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。
 2 平成 28 年 4 月から 30 年 10 月末までの間の実績である。
 3 「講義のみ」には、講義等としているものや質疑応答を行っているものも含む。